

牧村委員提出資料

第 7 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 6 月 16 日)

2010.6.16

第7回 「建築基準法の見直しに関する検討会」

「その他の建築基準法関連」についての追加意見

委員 牧村 功

建築基準法及び建築士法に関連し、以下の措置を講ずること。

○ 「建築設備士」に建築設備設計・工事監理の業務権限を付与し、「建築士」のもとで、その業務を行うことができる法的な整備を行う。

① 業務権限付与の範囲

- ・法・規則・関連基準等と設計資格の関係（添付図参照）
- ・建築設備士の業務の実態

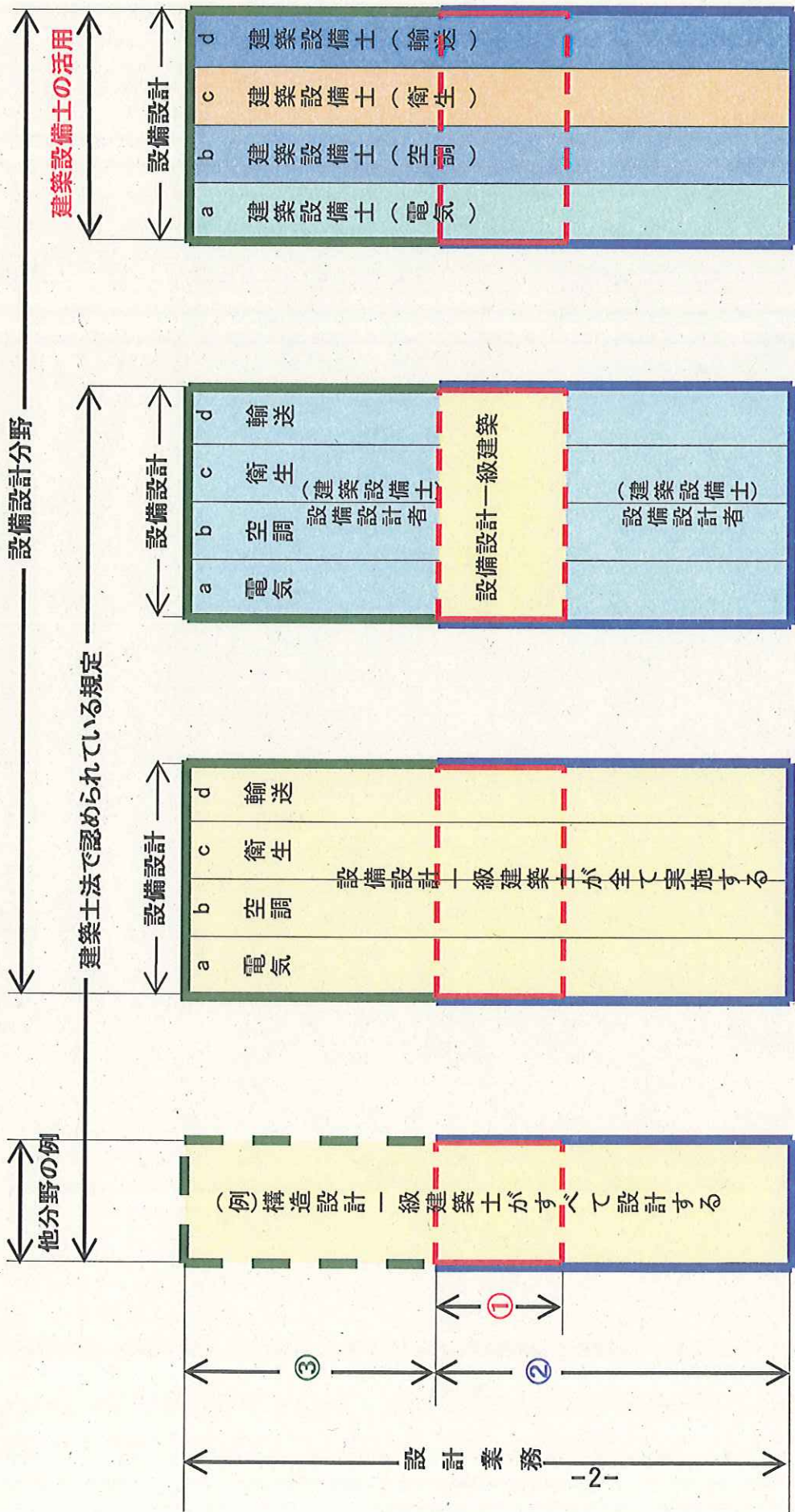
② 建築設備士の資格制度の見直し

- ・専門分化（電気と空調・衛生）している実態にふさわしい資格制度
- ・最新技術の開発、法の改正、倫理を中心とした定期講習の義務化

③ 消費者から顔が見える資格者・事務所！

- ・設備設計事務所の登録と資格者の登録データの一元化
- ・個人と組織の履歴（実務経験・自己研鑽・賞罰等）の公開
（資格者および設備設計事務所の各団体への加入促進の法定化）
（建築CPD情報提供制度の活用）

以上



自らが設計

I. 設備設計一級建築士が

II. 設備一級建築士による
法適合確認

III. 建築設備士が
専門分野を自ら設計

- ① 法適合確認の対象＝設備設計一級建築士の関与
建築基準法のうち建築士法に定める『設備関係規定』と定められた7つの条文
- ② 建築確認の対象＝建築主事等が行う対象
建築基準法の規定及び消防法、都市計画法などの条文の一部を含む『建築基準関係規定』
- ③ 設計等に際して考慮すべき法令等の規定
省エネ法、バリアフリー法などの建築物の状況等により、『建築基準法』とともに、さまざまな法令規定が対象